

昭和大学学位規則

(目 的)

第1条 この規則は、昭和大学学則（昭和39年4月1日制定）および昭和大学大学院学則（昭和43年4月1日制定）に規定するもののほか、本学が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

1 学士

医学部	学士（医学）
歯学部	学士（歯学）
薬学部	学士（薬学）
保健医療学部	
看護学科	学士（看護学）
理学療法学科	学士（理学療法学）
作業療法学科	学士（作業療法学）

2 修士

保健医療学研究科博士（前期）課程 保健医療学専攻 修士（保健医療学）

3 博士

医学研究科博士課程	医学専攻	博士（医学）
歯学研究科博士課程	歯学専攻	博士（歯学）
薬学研究科博士課程	薬学専攻	博士（薬学）
保健医療学研究科博士（後期）課程	保健医療学専攻	博士（保健医療学）

(学士学位の授与要件)

第3条 学士の学位は、昭和大学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

(修士学位の授与要件)

第4条 修士の学位は昭和大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）の定めるところにより、本学大学院の博士（前期）課程を修了した者に授与する。

(課程による博士学位の授与要件)

第5条 博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、本学大学院の博士課程又は博士（後期）課程を修了した者に授与する。

(論文による博士学位の授与要件)

第6条 前条に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う学位論文の審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程又は博士（後期）課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与する。

(学位論文の提出)

第7条 本規則第4条又は第5条の規定により学位論文の審査を申請する者は、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、学位論文に所定の書類を添えて、所属の研究科の長を経て学長に提出するものとする。

2 第6条に規定する者は、当該学部専任教員あるいは特別研究生として在籍し、かつ所定の研究履歴がある場合には、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、学位論文に所定の書類を添えて、その審査を学長に申請することができる。

3 前項の申請にあたっては、本学の教授又は研究科教授会の構成員である准教授の推薦を必要とする。

4 提出する学位論文は自著とし、参考として他の論文を添付することができる。

5 いったん受理した学位論文（参考として添付された論文を含む。）は、返付しない。

（審査手数料）

第8条 第6条の規定により学位を請求する者は、審査手数料を納付しなければならない。

2 前項の審査手数料の額は、別に定める。

3 既納の審査手数料は還付しない。

（学位論文の審査）

第9条 研究科の長は、第7条第1項の規定により学位論文の審査の申請を受理したときは、研究科教授会に審査を付託する。

2 学長は、第7条第2項の規定により学位請求の申請を受理したときは、学位に付記する専攻分野の名称に応じ、関係の研究科教授会に学位論文の審査を付託する。

（審査委員会）

第10条 前条の規定により学位論文の審査を付託された研究科教授会は、学位論文ごとに本学の専任教員3名以上により構成される審査委員会を設けて審査を行う。

2 前項の審査委員会の委員のうち、修士に係る審査については1名以上を、博士に係る審査については2名以上を教授としなければならない。

3 研究科教授会は、学位論文の審査（最終試験及び試験を含む。）にあたって必要と認めるときは、第1項に定める者のほか、他の大学院、研究所又は高度の水準を有する病院の教員等を審査委員会の委員に委嘱することができる。

4 審査委員会は、審査上必要があるときは、学位論文（参考として添付された論文を含む。）の訳文又は標本等の提出を求めることができる。

（最終試験又は試験等）

第11条 審査委員会は、学位論文の審査が終了後に、当該論文を中心として、これに関連のある科目について最終試験又は試験を行う。

2 前項の最終試験又は試験の方法は、口頭又は筆答とする。

3 審査委員会は、第6条の規定により学位を請求する者については、専攻学術に関し、本学大学院の博士課程又は博士（後期）課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するため、口頭又は筆答による試問（外国語を含む。）を行う。

4 本学大学院の博士課程に4年以上在学し、大学院学則第23条第2項に規定する博士課程における所定の単位を修得して退学した者が、本学大学院博士課程入学後10年以内に、第7条第2

項の規定により学位を請求するときは、前項の試問を免除する。

- 5 本学大学院の博士（後期）課程に3年以上在学し、大学院学則第23条第2項に規定する博士（後期）課程における所定の単位を修得して退学した者が、本学大学院博士（後期）課程入学後8年以内に、第6条の規定により学位を請求するときは、第3項の試問を免除する。

（審査期間）

- 第12条 審査委員会は、その設置後、修士の学位にあつては3月以内、博士の学位にあつては1年以内に、学位論文の審査並びに最終試験又は試験及び試問を終了しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、研究科教授会の議決によりその期間を延長することができる。

（審査委員会の報告）

- 第13条 審査委員会は、学位論文の審査並びに最終試験又は試験及び試問を終了したときは、速やかにその結果を研究科教授会に報告しなければならない。

（研究科教授会の審議）

- 第14条 研究科教授会は、前条の報告に基づいて、学位授与の可否について審議する。

- 2 前項の審議を行うには、研究科教授会委員の3分の2以上の出席を必要とする。

- 3 論文の審査内容要旨は、委員の主査が説明する。

- 4 学位を授与できるものと議決するには、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

（学長への報告）

- 第15条 研究科教授会が、学位を授与できるものと議決したとき（第7条第2項の規定により学位論文の審査を付託された者については、学位を授与できるものと議決されなかったときを含む。）は、研究科の長は、学位論文に学位論文の内容の要旨及び学位論文の審査の要旨並びに最終試験又は試験及び試問の成績を添えて、速やかに学長に報告しなければならない。

- 2 研究科教授会が、第9条第1項の規定により、学位論文の審査を付託された者について、学位を授与できるものと議決したときは、研究科の長は、前項に定めるもののほか、論文目録及び履歴書を添えて学長に報告しなければならない。

（学位記の授与）

- 第16条 学長は、前条の報告に基づいて、修士又は博士の学位の授与の可否について認定のうえ、学位を授与すべき者には、当該学位の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨通知する。

- 2 学長は、第3条の規定により学士の学位を授与すべき者に学士の学位記を授与する。

（学位記の様式）

- 第17条 学位記の様式は、別紙様式第1から別紙様式第4までのとおりとする。

（博士論文要旨等の公表）

- 第18条 大学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3か月以内に、その学位論文の内容の要旨及び学位論文の審査の結果の要旨を公表するものとする。

（博士論文の公表）

- 第19条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、学位論文を公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、

本学の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は、その学位論文の全文を、求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定による公表は、本学が指定するインターネットの利用により行うものとする。
(学位の名称の使用)

第20条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、昭和大学名を付記するものとする。
(学位授与の取消)

第21条 学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、学長は関係の学部教授会又は研究科教授会の議決を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつその旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき

(2) その名誉を汚す行為があったとき

2 学部教授会において前項の議決を行う場合は、教授会構成員（海外渡航中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席を必要とし、かつ無記名投票により出席者の4分の3以上の賛成を必要とする。

(その他)

第22条 本規則に定めるもののほか、修士及び博士の学位論文の審査及び試験に関し必要な事項は、各研究科教授会が別に定める。

附 則

1. この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2. この規則の施行に伴い、同日付で「医学研究科学学位規則」「歯学研究科学学位規則」「薬学研究科学学位規則」「保健医療学研究科学学位規則」（平成19年1月1日施行）を廃止する。

3. この改正規則は、平成24年4月1日から施行する。

ただし平成23年度以前の薬学研究科入学生には、従前の規則を適用する。

4. この改正規則は、平成25年4月1日から施行する。

5. この規則の改廃は、各学部教授会及び各研究科教授会の議を経て学部長会の承認を要するものとする。